

各所属回答状況一覧表(固定資産税・都市計画税関係)

減 免 内 容		政策企画室	危機管理室	市民局	契約管理財局	計画調整局	福祉局	健康局	子ども青少年局	ゆとりとみどり	振興局	経済局	都市整備局	港湾局	教育委員会	北	此花	中央	西	大正	天王寺	西淀川	淀川	東淀川	東成	旭	城東	阿倍野	住吉	東住吉	平野	西成
条例第71条第1項	第1号 仮換地指定前に使用収益できない土地												○																			
	第2号 仮換地に他人の工作物等がある土地												○																			
	第3号 過小宅地となるため仮換地を指定せず金銭精算される土地												○																			
	第4号 公共事業実施のため使用収益できない土地																															
	第5号 生活扶助受給者所有の土地・家屋						○																									
	第6号 低所得者所有の土地・家屋																															
	第7号 道路予定地																															
	第8号 本市が取得した固定資産				○																											
	第9号 本市事業により移転補償の対象となった固定資産				○							○																				
	第12号 物納の許可を受けた固定資産																															
	第13号 沈没船舶																															
条例第71条第2項	災害により損害を受けた固定資産	○																														
規則第4条の3	第1号 労働組合が専らその用に供する固定資産																															
	第2号 地域振興会が本来の用に供する固定資産		○													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第3号 一定の条件を満たしているマンション集会所															○							○								○	
	第4号 児童遊園の用に供する固定資産								○								○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	
	第5号 一定の条件を満たしているマンションの子どもの遊び場																															
	第6号 救急医療機関所有の病院・診療所																															
	第7号 公益社団法人・公益財団法人所有のがん予防検診施設						△																									
	第8号 公益社団法人・公益財団法人所有の結核予防施設						△																									
	第9号 非課税となる診療施設のための看護師宿舎																															
	第10号 老人憩の家						○																○	○								
	第11号 学校法人以外の幼稚園																															
	第12号 障害者小規模作業所等																															
	第13号 障害者職業能力開発訓練施設						○																									
	第14号 非課税となる福祉施設等の建築中の敷地等							○																								
	第15号 公衆浴場																															
	第16号 中小企業会館										○																					
	第17号 研究開発型産業高度化促進施設										○																					
	第18号 地域産業集積活性化対策施設										○																					
	第19号 公益社団法人・公益財団法人所有の海外技術者研修施設																															
	第20号 公益社団法人・公益財団法人所有の公害健康被害検査施設						△																									
	第21号 公益社団法人・公益財団法人所有の港湾労働者施設											○																				
	第22号 公益社団法人・公益財団法人所有の学校給食を実施するための施設											○																				
	第23号 能楽堂・能舞台																															
	第24号 都市計画自動車ターミナル						○																									
	第25号 領事館	○																														
	第26号 在日外国人のための公民館的施設																															
	第27号 公益社団法人・公益財団法人所有の中国残留邦人等支援施設																															
	第28号 土地改良区が本来の用に供する事務所等の敷地																															
第29号	本市補助を受け商店街振興組合等が整備したコミュニティ施設										○																					
	本市補助を受け事業協同組合等が整備したコミュニティ施設																															
	苅田土地改良記念会館																															
	平野区画整理記念会館																															
	瓜破会館及び瓜破西会館																															
	大阪沖縄会館																					○										
	大阪弁護士会館																															
	司法書士会館																															
	柔道整復師会館							△																								
	府医師会館							△																								
	府歯科医師会館							△																								
	府道高速大阪線の土地のうち船場センタービル敷地部分																															
	オーク200のうち本市補助を受け整備された公共的施設の用に供する家屋																															
	中沢記念野球会館(高校野球連盟)									△																						
	講道館 大阪国際柔道センター									△																						
	住吉武道館									△																						
	大阪ドーム(スタジアム部分)					○																										
	天満・天神繁昌亭																															

※△については減免措置の必要性について、「回答がないもの」もしくは「段階的措置を要望」と回答したもの。